

【労働者派遣法第23条第5項】
マージン率等の情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報公開について

①令和2年6月1日付 派遣労働者の数	128人(※期間中に派遣された派遣労働者の数)
②令和2年6月1日付 派遣先事業所の数	18事業所(※期間中に派遣された事業所の数)
③令和元年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額 (8時間 全業務平均)	¥32,615
④令和元年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日) 派遣労働者の賃金の平均額 (8時間 全業務平均)	¥18,901
⑤令和元年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日) マージン率	42.0% ※ マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金平均額) ÷ 派遣料金の平均額 × 100 マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。
⑥労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等	・労使協定の締結:あり ・当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲: 派遣先でシステム運用管理者、通信ネットワーク技術者、電話対応事務員、コンピュータ操作員の業務に従事する社員 ・当該労使協定の有効期限の終期:2021年3月31日
⑦派遣労働者のキャリア形成支援に関する事項	※別表参照
⑧キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先	・相談窓口:人事部人材開発グループ ・電話番号:03-5875-9549
⑨その他参考となると認められる事項	【福利厚生制度】 退職金制度、持株会、財形貯蓄、グループ保険、年金基金、社内融資制度 【福利厚生施設】 さくら情報システム保養所、契約保養所

※2019年4月から2020年3月のデータに基づきます。

エスアイエス・テクノサービス株式会社
許可番号 派13-306599

⑦派遣労働者のキャリア形成支援に関する事項(別表)

訓練種別	対象となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給
ネットワーク運用・構築技能研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
社内技術研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
資格取得研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
人事指名研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
カフェテリア型ビジネス研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
機器操作訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給